

反社会的勢力排除に関する同意条項 一部改定のお知らせ

2020年4月1日をもって「反社会的勢力排除に関する同意条項」を改定いたしますのでご案内いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。

■反社会的勢力排除に関する同意条項 新旧対照表

改定前	改定後
<p>株式会社クレディセゾン(以下「当社」といいます。)が発行する NEO MONEY(以下「本カード」といいます。)の発行申込者及び利用者(以下総称して「利用者」といいます。)は、本同意条項に同意の上、本カードの発行を申込み及び本カードを利用します。本同意条項は、NEO MONEY 発行・利用規約の一部を構成するものとします(以下あわせて「本契約」といいます。)</p> <p>利用者は、利用者が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」という)に該当しないこと及び、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約するものとします。なお、当社は、利用者が暴力団員等又は、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、本カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、利用者は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</p> <p>以下略</p>	<p>株式会社クレディセゾン(以下「当社」といいます。)が発行する NEO MONEY(以下「本カード」といいます。)の発行申込者及び利用者(以下総称して「利用者」といいます。)は、本同意条項を承認の上、本カードの申込み及び利用を行うものとします。本同意条項は、NEO MONEY 発行・利用規約の一部を構成するものとします。</p> <p>利用者は、利用者が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団等、又はテロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと及び、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約するものとします。なお、当社は、利用者が暴力団員等又は、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、本カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、利用者は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。</p> <p>以下略</p>

以上